

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年8月4日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒530-8389 大阪府大阪市北区芝田一丁目16番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 阪急電鉄株式会社 取締役社長 嶋田 泰夫			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	3114 台	288 台	0 台	3356 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	3 台	0 台	0 台	3 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	718.06	キログラム	614.41	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	法令による「台帳管理」を実施。機器の種類、補修記録等の記載により補修・更新時の計画に反映している。			
	廃棄時	「フロン行程表」に基づき廃棄する。専門業者による「回収、機器引き取り」を行っている。「回収フロン破壊証明書」の受取りを必須としている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	年2回の定期点検では使用機器の状態及びフロンの漏洩状況を確認している。不良箇所を発見すると、直ちに補修して対応している。			
	廃棄時	「フロン行程表」に基づき廃棄する。専門業者による「回収、機器引き取り」を行っている。「回収フロン破壊証明書」の受取りを必須としている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	冷媒としてR410Aを使用しているフロン使用機器は、地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する機器へと順次更新を進めていく。				
特記事項	電気部門と車両部門で、実際の運用では細かい対応をしている。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。